

年金業務・組織再生会議 (第33回)

平成20年6月30日(月)
16:30～17:20
内閣府5階特別会議室

行政改革推進本部事務局

○本田座長 それでは、ただ今から第33回年金業務・組織再生会議を開催いたします。

本日の会議では、まず前回時間の関係でできませんでした、年金記録問題に関する関係閣僚会議の資料について、厚生労働省、社会保険庁からヒアリングを行いたいと思います。

続きまして、前回会議での議論を踏まえて、私の方から事務局に指示して最終整理案に必要な修正を加えましたので、これについて意見交換を行い、最終整理の取りまとめを行いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(プレス退室)

○本田座長 それでは、厚生労働省、社会保険庁から資料のご説明をお願いいたします。

○石井社会保険庁運営部長 社会保険庁運営部長の石井でございます。

それでは、私の方からお手元の資料の中の資料1でございますけれども、先週金曜日、6月27日に開催されました年金記録問題に関する関係閣僚会議において、ご報告申し上げさせていただきました資料について、簡単にご紹介申し上げたいと思います。

早速でございますが、この資料の2ページをご覧くださいと思います。横長の大きな資料がございます。

これは年金記録問題への対応の進捗状況を主な事項について整理したものでございます。まず、左側、上の方からでございますけれども、ねんきん特別便でございまして、昨年の12月から今年の3月までの間に名寄せを行って、その結果、結び付く可能性がある記録があった方に対してお送りしたねんきん特別便というものが1,030万通あるわけでございます。これに対する回答状況でございますけれども、直近、5月末時点の受給者の皆様からの回答状況が238万人、ということで、79%の回答率でございます。それから、加入者の方でございますが、321万人の方から頂いていて、発送した730万人に対して43.9%と、こういう数字になるわけでございます。

それから、そのような形で名寄せを行って、結び付く可能性がある記録がなかった方々に対しましても、引き続き今年の4月から10月末を目途に、すべての方にねんきん特別便をお送りする、ということで、まずは4月と5月はそのうちの受給者の皆様に対しまして、合計数は3,400万通、ということになるわけでございます。5月31日現在の回答数といたしましては、1,459万人の方からご回答をいただいています。ちなみにその中で記録の漏れ、間違いがないということでの回答は93%、ということになってございます。

それから、相談関係でございますけれども、これは取組の体制ということで整理させていただいてございまして、2段目でございますけれども、特別便専用ダイヤルというものの座席の設置数が6月時点で1,430席と、これまでで一番大きな体制になってございます。

それから、協力市区町村数でございますが、全市区町村数に対しまして9割の1,782市区町村、そしてこのうち200の市区町村におきましては、私どもが業務で使っておりますウィンドマシンを貸与して、その同様の相談にあずかっていただくということで、この200という数字は6月末の予定でございますけれども、これに向けて今設置の取組が進んでございます。

それから、社会保険労務士会の皆様のご協力も、ここにあるような数でご協力いただいているということでございます。

そして、これらのオペレーションのベースになりますのは、先ほど触れましたウィンドマシンでございまして、現状、昨年12月に比べまして約6,000台多い16,876台という体制。そして、これは右にございますように今後更に増強していこう、ということでございます。

それから、今度は右欄にまいりまして上の方でございますが、平成18年6月時点で5,095万件の未統合の記録というものがございます。これの統合状況でございますが、昨年12月時点では310万件が統合、ということだったわけでございますけれども、その後ペースがハイピッチできておりまして、今年の6月13日現在の数字でございますけれども、およそ倍の619万件という数字になっているわけでございます。

恐縮でございますが、9ページ、この5,000万件全体がどうなっているかをちょっとご覧いただきたいと思っております。

小さな横長の表になってございますけれども、この表のグリーンの部分、細かく4つの区分からなっておりますけれども、この4つの区分の数字全体を合計したものがこのグリーンの一番上段のところがございます。それで、直近こういう形で公表させていただいたのが3月でございまして、そのときにこれは何らかの形で解明されたという記録でございますが、約1,900万件だったものが236万件ほど増えまして、6月27日公表時点においては2,134万件、ということになってございます。この大宗は今もご覧いただきましたけれども、4番の統合が進んでの記録、ということでございますが、先ほど12月との対比でご覧いただきましたけれども、3月対比ということでまいりますと、3月が417万件でございましたので、202万件ほど増えた、ということでございます。

これに見合うような動きとして、5のピンクの部分の名寄せによるねんきん特別便であると思われるものが出ています、ということでお知らせしたものでございますが、これに関わる記録の数が145万件減っている。これは202万件の一部をなす形で進んでいるということでございます。

それから、3月時点では解明作業がまだ本格化してございまして、今後解明を進める記録、この表でいきますと7のところでございますが、2,019万件、基本的にはこれと、それから8の氏名などの調査を継続している記録、合わせて2,025万件がそういう状態にある、と公表させていただいたわけでございます。

その後、6の①、②とありますような取組が進みまして、現時点においては316万件が解明作業の途上にある、ということで、この表においては今回新たな整理の仕方でございますけれども、2,025万件というものを316万件と1,614万件とに分けております。

316万件と1,614万件、更には8の氏名などの調査中のもの4万件、これを足しますと1,934万件という数字になるわけでございますが、これと2,019万件の差、およそ90万件が統合の方に向かっている、ということであるわけでございます。

戻っていただきまして、3ページをご覧くださいと思います。

先週の関係閣僚会議で説明させていただいた中でも簡単に触れさせていただきましたけれども、この年金記録問題への対応は今後どういう道筋を描いているかということでございます。

そこで、この表のちょうど中央部分、左から右へずっとこれまでの取組、それから平成20年度取組、そして平成21年度以降と、このように整理させていただいておりますけれども、ちょうど真ん中よりも少し上のところ、右側に点線がございます。ねんきん特別便の確実な実施とフォローアップに関する記述でございますが、先日ちょっと触れましたけれども、これが私どもの現時点における取組の方針でございます。受給者につきましては基本的に全員の方から回答を頂こう、ということで、平成20年度中に集中的に取り組みたい。

それから、加入者につきましては、若い世代もいらっしゃいますので、なかなか回答状況を上げることは難しゅうございますけれども、それでもできる限り多くの方から回答を頂くと。そして、平成21年度から始まりますねんきん定期便というものにこれをつなげていきたいと思っております。

要するに、こういう基本方針の下に、その左側でございますが、平成20年度取組といたしましては、受給者、加入者いずれにつきましても未回答対策をしっかりと講じていくと同時に、受給者についてはフォローアップ照会、入念照会と言っておりますけれども、そのような取組をする。それから、全体共通ということで、必要に応じて土日開庁日、これを引き続き拡充していくということ、市町村のご協力。それから、関係団体のご協力の下での協議会形式での推進。それから、高齢者の方に関するイベント、あるいは施設への訪問。それから、若い世代に対する様々な働きかけ。そういったことで地域展開をしていきたい、と考えているわけでございます。

それから、このねんきん特別便の実施と並ぶ車の両輪のもう1つとして、上の方でございますけれども、今後解明を進める記録というものの取組がございまして、平成20年度のところでございますけれども、先ほどご覧いただいたように、漢字カナ変換関係の記録とか、旧姓履歴データ、これをデータベース化しての特定の作業などをやっていきたいと思っております。

それから、真ん中よりもやや下のところ、Ⅲの部分でございますが、いつでも簡便に確認できるような仕組みを作りたい、ということでございまして、平成20年度におきましてはインターネットで、これまでは現役被保険者向けに記録照会サービスをやってまいりましたが、これを受給者の方に拡大していこうと。更に、平成21年度以降でございますけれども、先ほど申し上げたねんきん定期便、それからこれは平成23年度目途と現状となっておりますが、社会保障カードの導入、そして紙台帳の画像データ検索システムの構築、といったことを考えてございます。

この画像データ検索システムの関係でございますが、そのすぐ下のⅣでございますけれ

ども、これはコンピューター記録と紙台帳との突合わせに関する今回サンプル調査を行った、その結果を踏まえての方針、ということでございまして、これはまた後ほど詳しく別のところで触れたいと思います。この他、標準報酬などの遡及訂正事案への対応、それから年金記録確認第三者委員会における案件処理、こうしたことにつきましても、きちんとした対応を進めていきたいと思っております。

そこで、大変恐縮でございますけれども、資料2の方にちょっと移っていただきたいと思っております。

資料2は39ページから始まるわけでございますが、41ページをご覧くださいませうか。

厚生年金の被保険者記録というのはマイクロフィルム化されたもの、それから紙そのものの形態のもの、合わせて6億8,000万ほどあるわけでございますが、この中から今回対象サンプルをおよそ2万件抽出いたしまして、これがオンライン上の記録と一致しているかどうかを見たものがこの41ページの表でございます。その結果、既に報道もされておりますけれども、277件、1.4%において不一致というものが見られた、ということでございます。内訳はここに書いてあるようなものでございます。

1ページめくっていただきますと、これがどのような年齢区分あるいは時代別に発生しているのか、ということでございますが、まず左側の年齢区分の方でございまして、一目瞭然のとおり、年齢的には高い層の方々のところに不一致の割合が高く見られると。当然のことでございますが、それは記録の年代ということからしましても、やはり古いもの、特に顕著なのが昭和30年代の前半よりも前のもの、ここに多くの不一致が確認できる、という形になってございます。

1枚めくっていただきまして、今度はこれを県別に見たときにどうかということでございますけれども、これもほぼ見て取っていただけますように、不一致がなかった県は6県でございます。青森、秋田、千葉、滋賀、島根、宮崎、この6県以外41都道府県におきましては、大なり小なり発生しているわけでございます。

こういう状況を踏まえてどう対応するかということでございますが、39ページを大変恐縮ですが、ご覧いただきたいと思っております。

左側でございまして、これまでの取組といたしまして、この紙台帳とコンピューター記録との突合に関するお約束、方針といたしましては、緑の部分でございまして、まず台帳そのものは3つあります。国民年金の特殊台帳と言われるもので、これは平成20年度内に突合し切る、ということで今作業中でございます。そして、あと残るのが②と③で、③の厚生年金の被保険者名簿・原票、6.8億件あるわけでございますが、これは昨年7月5日の政府与党の方針に従って、サンプル調査を今年の1月からずっと進めてきて、今回その結果を取りまとめた、ということでございます。それがⅡのところの①でございまして、先ほどご覧いただいたように、その不一致率は1.4%だったということです。

要するに、これを踏まえてどう対応するかということでございますが、現状認識として

は、まずこの不一致点でございますけれども、②、③のところでございますが、各種の関係資料の照合、あるいは最終的には本人確認によって対処する、ということになるかと思います。ただ、例えば幾つもの会社を転職ということで移られているような方、あるいは引越しをなさっている方は、その時々々の記録というのが、そこを所管しているそれぞれの社会保険事務所に、あるいは市町村に、ばらばらに保管されているという実情がありますので、このばらばら状態の中で突合せをやりますと大変非効率なことになるということから、作業量が膨大になってしまうと思います。

もう一方において、古い紙記録においては劣化現象も見られるということから、④、⑤を踏まえてでございますが、今回効率的な検索を可能とするシステムの整備をする必要があるだろう、と考えが至ったわけでございます。

右手でございますけれども、の作業スケジュールのところでございますが、私どもの方で想定しておりますものを簡潔に整理いたしました。そういうことで、ばらばらに分散保管されているものを個人単位で集約化する。そして、紙記録の電子化も行う、ということでございます。そして、こうすれば年金記録を将来にわたって適切に保管し、いつでも簡便に確認していただけるようになるだろうと思います。こういう形でシステム整備したことを前提といたしまして、平成22年度、23年度に、受給者あるいは加入者の方からお申出を受けて突合せを徹底的に行う、ということでございます。

そして、その後でございますが、点線の中にございますように、そうした申出の状況、それから突合せによります補正状況などを踏まえまして、受給者に関わります突合せをその後計画的に実施していくと、こういう運びでございます。

ちなみに加入者の方についてでございますけれども、加入者の場合には要するにこれから支払決定、裁定を受けるわけでございますので、また、ねんきん定期便も毎年その方の誕生月に送らせていただくということもありますので、その正確性を確認するということは今しばらく時間があるわけございまして、その方の裁定までの間に徹底的にやっていく、ということ考えておるわけでございます。

それで、44ページをご覧いただきたいと思います。これが検索システムのイメージでございまして、右側が、例えば山田太郎という方についての記録がばらばらな形で保管されていると。これを真ん中のような形に画像化し、そして検索キーとして記号番号を入力化すると。そして、入力化したものを、今度は左側でございますけれども、基礎年金番号の下に統合すると。そうしますと、その個別の番号あるいは基礎年金番号、これはたたくことで左側にあるような形でこの方の関係の記録というものが、原資料でございますけれども、これがぱっと出てくるということで、非常に突合せがスムーズにいくだろう、ということでございます。

1枚めくっていただきますと、今説明申し上げた方法を含めまして、他にどのような方法があるかと、これを整理させていただいた比較表でございます。

まず、一番左の作業方針とあるものが今ご説明させていただき、かつ関係閣僚会議にお

いてご了解いただいたやり方でございます。①でございますけれども、平成21年度1年をかけましてこの検索システムというものを作ると。そして、それを踏まえて2カ年で集中申入れをいただいて徹底的に突合せすると。更に、その後でございますが、受給者について計画的な突合せを進めていくと、こういうことでございます。

そういうことですから、基盤整備はやると。それから、お申出ですが、これはやはり優先順位を付けて効率よくやっていくという観点から、お申出を受けるという形で進めさせていただきたいと。それから、全件の突合せであります。これは計画的に実施することでありまして、その下の注のところですが、加入者については、今後名簿などの突合せ作業を実施確認した上で裁定していくと、こういうことでございます。

この場合の1日当たりのいわばマンパワーでございますけれども、この2年間の集中受付期間分をとらえて申し上げれば、2,500人から3,100人というマンパワーが必要になるであろうと。この場合における監督者でありますけれども、100人から120人ということで、この人数であれば、その時点における各社会保険事務所の通常体制の中でこなせるのではないかと、という整理になってございます。それから、経費はその下にあるとおりでございます。

なお、欄外、一番下でございますように、この電子画像データ検索システムに必要な経費については、今後検討・精査をすることにしてございます。

参考の方でございますけれども、他にもいろいろなやり方が考えられますけれども、一番ウイングを広げたやり方というのが右側でございます。この場合には非常に数が増え、作業量も膨大になりますので、ここでは10年間でやるという前提で整理をしております。この方法の場合も、画像データ検索システムという基盤整備をやって臨むのか、やらずに臨むのかで違いが出てまいります。

それから、申入れの有無でございますが、これは機械的単純に一気にやっていくという格好になりますので、わざわざ申入れを頂くということの選択肢はなし、ということでございます。全件は加入者を含む形のものということでございます。

それで、有りとしを対比する中で申し上げれば、基盤整備をしている分だけこの2つの欄の左側でございますが、マンパワーが少なく済むわけでございますが、それでも10年間での1日当たりの体制でございますが、5,800人以上の人員を要する。経費といたしましては、1,900億円から2,300億円ぐらいマンパワーだけでかかると、こういうことでございます。

それから、「参考」という字が書いてあるちょうど真ん中の部分でございますけれども、これは作業方針と異なる点を申し上げれば、申出期間というのを設けずに、まずは基盤整備を1年かけてすると。その後、平成22年度から5年間かけまして、機械的に一気に受給者の皆さんの分全件について突合せをするということでございます。この場合には、6,700人から8,400人かかるということでございます。1日当たりそのぐらいの人員がかかるということございまして、経費も1,100億円から1,300億円と、こういうかかり方になると

いうことでございます。

以上がサンプル調査の結果とそれを踏まえた突合せに関する作業方針の比較ということでございます。

最後に、ちょっと時間が長くなりましたけれども、今度は参考資料の方をちょっとご覧いただきたいと思います。

60ページでございますけれども、同じ6月27日に厚生労働省の特別チーム室から公表されてございます。これはこの3月に厚生労働大臣の直属の組織ということで設置されたものでございまして、こちらの室長はこの再生会議の委員もなさっている野村先生になるわけでございます。したがって、説明者としては私ではむしろ不適任なのかもしれませんが、時間の関係もございまして、幾つか頂いた大事な点を中心に説明させていただきます。

まず、この1ページ目の(1)の①でございますけれども、先ほど来紙台帳の数は8.5億件あると申し上げてまいりました。これは昨年5月から8月にかけて概数を把握するというので私どもの方で計算したものでございまして、今回特別チーム室が具体的に現場などに入りましてチェックをなさった結果として、一部報告に正確性が欠けると、重複報告も認められると、こういうご指摘でございます。

それから、古い記録で倉庫業者に保管を委託しているものがございまして、これについては2割程度少ないのではないかと、というご指摘を頂戴しています。それから、保管状況については、今もご覧いただきましたけれども、キャビネットにきちんと施錠されていない形のものがあるとか、倉庫業者における保管の形式が、番号が重複するなど不適切であるということ。それから、記録の保存状態も決してよくない、というご指摘。それから、倉庫業者にお願いして行っている検索についても大変不徹底で不十分な内容になっていて、そして社会保険庁もなすべき立入検査というのを行っていないのではないかと、というご指摘でございます。

それから、次のページになりますけれども、本庁と記録確認を行っている現場との関係でございますけれども、チェックシートによる確認というのが不徹底であるとか、それから現場のノウハウを共有化するということがきちんとなされていない、というご指摘で、いずれもこれは反省をして、きちんと取組まなければいけないと思っております。

それから、オンライン入力の方でございますけれども、チームの場合には古い旧台帳と言われる、私どもは名簿、原票と言われるものとの突合せをやったわけでございますが、それを基にして作成された旧台帳というものがあって、それとオンラインとの突合せをチームの方でおやりになってはいますが、こちらの方ではここにございまして、220件の抽出において合計11件入力されていない、あるいは不一致と認められるものがあると、こういうことでございます。

また、別人台帳と言われるものがあって、これについても実はオンライン入力されているというような形のもの、また後ほどご指摘があれば説明させていただきたいと思っておりますけれども、何しろ不十分な入力状態である、というご指摘を頂戴しております。

それから、昨年9月から今年4月にかけて、やはり古い記録1,466万件について、これはあまりにも古いのでオンライン化する必要がないということで、マイクロフィルム化に止まっていたものでございますが、これについてやはり保有者が見つかるのではないかとということで作業をしたわけですが、そのときの作業の管理、指導に不徹底な面があると、こういうご指摘でございます。

それから、もう1点だけ大事な点を少し申し上げますと、62ページの(5)の紙台帳とオンライン記録との突合せ作業について、というものでございます。

普通に考えますと、オンラインシステムというのは昭和59年から62年にかけて整備されたわけでございますけれども、紙台帳、要するに古い台帳があって、それを基にオンラインに転記されていると。したがって、その転記をしてそれ以降新しい記録が入力されていなければ、不都合がある場合には台帳に合わせる形で訂正をすべきなのが当然でございますけれども、実はオンラインシステムの仕様に一部問題がございます。国民年金の記録については、変更の内容や変更の履歴が残ることになっているのですが、厚生年金の記録については、変更内容、それから変更の履歴が残るようになっていないということから、イ、ウ、エと整理されているような問題があるということでございます。

具体的には、例えばイですが、オンラインに入力された後、その後お届けが新たになされていくと。それを受けて上書きをしていきます。上書きをされていくと、当然のことながら元の台帳と突き合わせた場合に食い違いが生じるわけです。これを単純に違うからということで頭から信じて台帳の方に直してしまうと二次災害が起きると。そういうようなことで慎重にやるべきだということでございまして、ウ、エにおいても同様な観点からの指摘がなされている、ということでございます。

下から6行目のところからでございますけれども、紙台帳以外に資料が存在する場合におけるそうした資料の活用、あるいは本人確認、こういったものが必要だと。しかし、それはなかなか容易ではなくて、時間もかかるし作業も膨大だと、こういうご指摘ございました。何しろ慎重にやれ、という趣旨で受け止めさせていただいています。

そういう観点からしますと、記録の正確性全体におけるこの作業というのは、限定的なものだというのはご指摘のとおりだと思っております。

あとは63ページ以降2ページにわたりまして、年金記録の分析などにより明らかになったことということで、私どもが取り組んでいる解析作業を中心に整理がなされておりますが、基本的には私どもと同じスタンスで、しかし詳細なご指摘を頂いているということで、この部分についての説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○本田座長 ありがとうございます。

厚生労働省並びに社会保険庁におかれましては、前回の会議で野村委員からもご指摘がありましたように、日本年金機構が正常に業務を行えるよう、年金記録問題につきましては機構発足までの間にできる限り解決できるよう全力で努力をしていただきたいと思います。

す。また、今後、日本年金機構の設立準備に向けまして、全力を挙げていただけるようお願いをいたしたいと思ひます。

今日の社会保険庁からの報告は以上にいたしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

(厚生労働省、社会保険庁退室)

○本田座長 それでは、最終整理案につきまして意見交換を行いたいと思ひます。

まず、事務局の方から前回の会議からの変更点を中心にご説明をお願いしたいと思ひます。

○長田行政改革推進事務局企画官 資料といたしましては、表題が「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本の方針について(最終整理)(案)」というものでございます。資料右肩の方に資料2-1、資料2-2、そして年金業務・組織再生会議参考資料という3つの資料がござひます。このうち資料2-2を使って、見え消ししてござひますので、前回27日の会議からの変更点につきまして簡潔にご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、資料2-2の2ページ目をご覧くださいませうでしょうか。後半部分でござひます。「PDCA」の後に下線が引いてござひます。下線が引いてある部分の変更点でござひます。こちら、「PDCAサイクル」ということで書いてござひましたが、その内容をはっきりさせる方がよいのではないかと、というご意見に伴ひまして、それぞれ内容を書いたということとござひます。

次は資料の3ページでござひます。こちら、後半下段の部分の方でござひますけれども、「ただし」以下でござひます。「ただし、現下の年金記録問題などこれまでの体制が発生させた問題に係るシステム開発に伴う責任については、機構のみに負わせることは適当ではない」と書いてござひます。これは年金記録問題など、これまでの体制の中で発生させた問題について責任を負わせるのは適当ではない、という趣旨をはっきりさせたものでござひます。

次に4ページでござひます。一番上の頭、1行目、2行目でござひます。こちらはIT関係の人材の確保、育成についてでござひます。前回27日の会議の段階の案でも同様の趣旨が書いてあったわけとござひますが、より迅速かつ積極的に推進していく必要がある、ということと表現を若干改めたというものでござひます。

よろしければ、次は7ページでござひます。相談業務の部分でござひます。1つ目のポツの後に※がござひます。この部分につきましては「機構のコア業務」というような表現があったわけとござひますけれども、その部分を削除したというのがまず1点とござひます。

その次がなお書以下を追加したということとござひまして、外部委託したことに伴ひます事例の把握、そういったものについてきちんと機構に報告される仕組みが重要である、という表現を付け加えたものでござひます。

そして、次が「また」以下の部分でござひますが、こちらは従来どういうことに問題が

あったかということを書いた方がいい、というご意見を踏まえまして、「これまで、制度の適用解釈やマニュアル化、給付額の算定根拠の受給者への提示の仕方などが不十分、不明確であった」という表現を付け加えたものでございます。

更に、それ以下「マニュアル化の徹底、年金給付システムの刷新や年金記録の整備を進展させることなどによって、今後、相談業務そのものの縮小を図るべきである」という表現にしております。

更に、今回追加いたしました部分として、「さらに、一部委員には、全面的な外部委託化も可能ではないか、との意見もある。これらの意見を踏まえ、今後、年金相談体制の抜本的な見直しを行うことが必要である」という表現に改めてございます。

次に、10ページでございます。公的年金業務への信頼を損ねた職員の取扱いについての部分でございますが、その3つ目のポツ、「ただし書を削除」ということで、正規職員に採用される場合についての例外を書いていた部分につきまして、ただし書を削除したということでございます。

次が12ページでございます。雇用形態のところでございます。雇用形態の上から3つ目のポツ、なお書以下を追加したものでございます。「なお、社会保険庁の常勤職員を有期雇用化する職員は、今回提案する改革案が完了する時点には廃止されるため、このタイプの有期雇用職員の雇用契約が更新される可能性があるのはそれまでのことである。したがって、これらの職員の契約更新が長期にわたって行われ、期間の定めのない雇用契約に転化することはない」ということで、社会保険庁の常勤職員が有期として雇われる場合の中身、内容についてより明確に書いた、ということでございます。

そして、同じページ、一番下でございますが、下線が引いてございます。懲戒処分を受けた者につきまして、有期雇用として採用された後、正規職員へ採用されるということも、能力あるいは第三者による厳格な採用審査を行った上であり得るわけでありますけれども、その際につきましても、きちんと職員の年齢構成に歪みが生じないようにすべきである、ということをご指摘として付け加えたものでございます。

13ページでございます。機構の必要人員数のところでございます。上から2つ目の○でございます。「年金記録管理システムの刷新完了時から2年後を、改革が完了した時点として設定した」ということでございます。これは27日の会議の段階では「3年」となっていたものを1年縮めて「2年」にした、ということでございます。

そして最後、15ページでございます。前回の会議におきましても職員が不採用になる場合があるということで、きちんと書いておいた方がいいのではないか、ということでございます。「厚生労働省及び任命権者である社会保険庁長官は、退職勧奨、厚生労働省への配置転換など、分限免職回避に向けてできる限りの努力を行うべきである。また、官民人材交流センターの活用も図るべきである」という表現を付け加えたものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○本田座長 ありがとうございます。

それでは、ご意見のある方、お願いいたします。

○斎藤委員 12ページが一番最後、「第三者による公正かつ厳格な採用審査」というのはよろしいのですけれども、その後に年齢構成についてわざわざ書いたのは、何となくつながりがよく理解できないのですが、この辺りをもうちょっと説明していただけますか。

○長田行政改革推進事務局企画官 趣旨といたしましては、基本的に正規職員の募集というのは当然にあるわけではなくて、基本的には削減をしていく中での話でございます。例えば、退職者が出ましたというときに、定員に枠が入ったとか欠員が出ました、というときに正規職員の募集をかけるわけでございますが、その正規職員の募集があったときに、そこにすべてこの有期雇用職員が入り込むということではなく、例えば新卒採用でございますとか、あるいは中途の優秀な外部の方の採用ということの想定をするということで、元々有期雇用化というのは、年齢構成に歪みが生じない、きちんと新卒の人も採れるように、というご趣旨もございましたので、そういうことでここを書き加えたということでございます。

○斎藤委員 それでは、その前にございました過去に懲戒処分を受けた者についてのみ書いているわけではなくて、もっと全体的に有期雇用の方全体についてのことなのですか。

○長田行政改革推進事務局企画官 はい。

○斎藤委員 分かりました。

○本田座長 2回出てくることは事実なのですね。今斎藤委員がおっしゃったように、前の方でも年齢構成のことを言っておりますので、言わずもがなとは思いますが、やはり新卒より厳しくしましょう、という趣旨でご意見があったのを事務局は入れたのだろうと思います。

私の方からも1点だけ。

今のページで上の方、「なお、社会保険庁の常勤職員を有期雇用化する職員は、今回提案する改革案が完了する時点には廃止されるため」とありますが、その「業務が廃止」ではないのですか。その「職員を廃止」というのは少し表現が違うのではないかと思います。「時点にはその業務が廃止される」というようにしないと、「職員が廃止」というのは文章にならないと思います。

○長田行政改革推進事務局企画官 その後のところで書いていますように、このタイプの有期雇用職員が廃止される、という趣旨で書いたものでございます。すなわち、正規職員が有期雇用化されるパターンの有期雇用職員と、従来の謝金職員や賃金職員が有期雇用化される職員と、大きくは2つのパターンが日本年金機構には当面存在するわけでございますけれども、そのうち正規職員見合いのタイプの有期雇用職員というものは無くなると、そういう趣旨で書いたものでございます。

○本田座長 そういうことであれば「社会保険庁の常勤職員の有期雇用化は」でいいのではないですか。

○長田行政改革推進事務局企画官 そうしましたら、今のご指摘を踏まえましての事務局

の修正のご提案でございますが、「なお、社会保険庁の常勤職員を有期雇用化する職員の類型は、今回提案する改革案が完了する時点には廃止されるため、この雇用契約が更新される可能性があるのはそれまでのことである」ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○本田座長 はい。

○長田行政改革推進事務局企画官 ありがとうございます。

○本田座長 それでは、いろいろな過程で大変内容などについてご指示いただき、取りまとめたわけでございますが、他にご意見がございませんようでしたら、この案文につきましては最終整理として確定させていただきたいと思っております。いかがでしょうか、よろしいですか。

(異議なし)

○本田座長 ありがとうございます。

それでは、この場で最終整理を大臣にお渡しいたしまして、大臣からごあいさつを頂きたいと思っております。その前にプレスが入ります。ちょっとお待ちください。

(プレス入室)

○本田座長 それでは、大臣やっと整理が終わりました。よろしくお願ひします。

○渡辺行政改革担当大臣 お疲れさまでございました。

(本田座長より渡辺大臣に最終報告を手交)

○渡辺行政改革担当大臣 再生会議のメンバーの皆様には33回にわたりまして、大変なご議論を重ねていただきました。振り返って、この会議の議論は大変率直であったと思えます。相当細部に至るまで、突っ込んだ議論をやっていたいただいたものと思えます。そして、今日ここにこの最終整理を頂きましたことを改めて感謝申し上げる次第であります。

途中で年金記録問題という伏兵が出てまいりました。この記録問題については、先ほど報告を聞いたわけでございますが、私どもが議論を重ね、そして今日私が受け取りましたこの最終整理に影響を及ぼさないことを願うのみでございます。きちんと厚生労働省、社会保険庁において、この記録問題の対応はやっていただくことが大事でございます。

また、この再生会議の議論の結晶であります今日の最終整理、案が取れたわけでございますが、シームレスな形で設立委員会につないでいただくことが肝心でございます。この設立委員会は舛添厚生労働大臣の下に置かれるわけではありますが、私からも是非ともシームレスな体制を作っていただくようお願いしたいと考えております。

この日本年金機構の業務、運営に関する基本の方針が出されたわけですから、これを尊重して次のステップに進んでいく、ということが我々に課せられたミッションであると思っております。

最後に、委員の皆様方の1年以上にわたるご努力に対し、改めて心から敬意を表し、御礼を申し上げ、私のあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○長田行政改革推進事務局企画官 大臣、ありがとうございます。

実は今日6月30日でございますが、奇しくもちょうど1年前に日本年金機構法が成立した日に当たりまして、最後座長からも一言ごあいさつを賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○本田座長 今、大臣からお言葉を頂きました。ありがとうございました。

昨年の8月から今日まで33回ということで、大変不慣れな人間が座長をやって、委員の皆さんにはご迷惑をかけたと思います。おかげさまで今日やっと整理ができてほっといたしました。

また、渡辺大臣、山本副大臣、戸井田政務官にはほとんどの会議にご出席いただきまして、本当にありがとうございました。心から御礼申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

(プレス退室)

○本田座長 それでは、これもちまして、今日の最終整理の会議を終わります。今日6時ごろにプレスにブリーフィングをいたしたいと思います。

本当に長い間いろいろとありがとうございました。心から御礼を申し上げます。